

コロナ禍における国・地方公共団体・政府系金融機関の支援策

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

コロナ禍における各種支援策についてお伝えします。

今回は、各種給付金、補助金、助成金について一覧にてお伝えします。

1. 家賃支援給付金

家賃支援給付金は、売上減少に直面する事業者の地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。法人は最大 600 万円、個人事業者は最大 300 万円が一括支給されます。

令和 2 年 7 月 14 日から申請受付が開始され令和 3 年 1 月 15 日が申請の締め切りとなっています。

2. 持続化給付金

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者を対象として、法人 200 万円、個人事業者 100 万円を上限に支給される給付金です。令和 3 年 1 月 15 日が申請期限です。

3. 雇用調整助成金

新型コロナウイルスにより経営環境が悪化し、最近 1 か月の売上高または生産量などが前年同月比 5%以上減少している事業主が令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に労働者に休業手当等を支払う場合、1 人 1 日 15,000 円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大 10/10 が助成されます。

3. 兵庫県中小企業事業再開支援事業

兵庫県内に事業所を置く中小法人、個人事業主の従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかり支出した経費に補助金が支給されます。支給額は中小法人が、最高 20 万円(県内に 2 事業所以上ある場合は 40 万円)個人事業主が、最高 10 万円(2 事業所以上ある場合は 20 万円)になります。令和 2 年 9 月 30 日が受付の期限になります。

4. 令和 2 年度補正サービス等生産性向上 I T 導入支援事業 特別枠(C累計)

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策に取り組む事業者により I T ツールの導入を支援するための制度。①補助率が対象経費の 3/4 に拡充され最大 450 万円が補助されます。② P C ・ タブレット

等のハードウェアにかかるレンタル費用も対象です。令和2年12月下旬まで交付申請期間があります。神戸市による上乘せもあります。

5. 高齢者・障害者施設におけるリモート面会推進事業

高齢者・障害者施設におけるリモート面会に必要な機器購入費の補助事業を神戸市において実施予定。詳細については未定です。

以上 国、兵庫県、神戸市による補助事業に限定してお伝えしました。

これらの状況については、日々変更されますし、また申請期間が短いものもあります。

こまめな情報収集に努め、各種専門家への相談を忘れないように注意が必要です。